

ながの植物防疫

一般社団法人 長野県植物防疫協会

〒380-0837
長野市大字南長野字幅下667-6
長野県土木センター内
電話 026-235-3510
F A X 026-235-3583

農薬の安全使用について

農業技術課 中野 拓

毎年、農薬を使用する機会が多くなる6月1日から8月31日までの3ヶ月間、「農薬危害防止運動」が全国一斉に実施されています。

本県でも、農政部、健康福祉部、環境部が連携し、関係団体からの後援も受けて、この運動に取り組んでいるところです。運動の一環として、一般社団法人長野県植物防疫協会及び全国農業協同組合連合会長野県本部との共催により、「農薬適正使用研修会」を開催し、農薬の安全かつ適正な使用について周知・徹底に取り組みました。

本年の研修会は6月4日、5日、7日、17日に、県下4カ所（小諸市、伊那市、塩尻市、長野市）で開催しました。当日は、生産者や防除業者、ゴルフ場関係者などの農薬使用者をはじめ、農産物直売所関係者、農薬販売者、農業協同組合担当者、公共施設管理担当者等、333名の方々に御参加いただきました。

研修内容は、農薬取締法や関係法令・要領等の制度やGAPについてのほか、健康福祉部より、毒物及び劇物の取扱いについて説明をしました。

また、講演として、「薬剤抵抗性管理と農薬適正使用」と題して、「FRAC」「IRAC」コードを活用したローテーション防除について、農業技術課の専門技術員から説明がありました。

【農薬散布による事故事例について】

近年は、住宅地と農地の混在化等により、住宅地



農薬適正使用研修会の様子（中信会場）

目 次	
◇農薬の安全使用について	1
◇GAPの推進について	2
◇雑草イネ対策の現状と課題	4
◇植防短信	6
◇地域情報	6
◇協会だより	7

等への農薬の飛散等によるトラブルが増加しています。住宅地周辺や学校、公園など不特定多数の人が立ち入る可能性のある場所で防除を行う際には、改めて「住宅地等における農薬使用について」の通知内容を確認いただき、農薬による危被害の防止に努めてください。

【住宅地等における農薬使用】

「住宅地等における農薬使用について」の通知では、公共施設や住宅地付近で農薬を使用する場合、特に次の6つの項目について注意することとされています。（以下、抜粋）

- (1) 農薬使用者は、病害虫に強い作物や品種の選定、適切な土づくりや施肥の実施、防虫網等の物理的防除等の活用により、農薬の使用量を抑えること。
- (2) 農薬使用者は、病害虫およびその被害発生の早期発見に努め、被害の有無に関わらず定期的に農薬を散布するのではなく、病害虫の発生動向に応じた適切な防除を行うこと。
- (3) 農薬取締法に基づいて登録された、防除対象に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法及び使用上の注意事項を守り、使用すること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意するとともに、飛散を抑制するノズルを使用する。また粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用する等、農薬の飛散防止に最大限配慮すること。
- (5) 農薬を散布する場合は、事前に周辺住民に対して、農薬の使用目的、散布日時、使用農薬の種類について十分な周知に努めること。特に散布区域の近隣に学校や通学路がある場合は、児童・生徒、学校施設へ農薬が飛散することがないように、該当する学校や保護者等への周知を図り、時間等に最大限配慮すること。
- (6) 農薬使用者は、農薬を使用した年月日、農薬の種

類又は名称、並びに使用した農薬の単位面積あたりの使用量、希釈倍数等について記帳し、一定期間保存すること。

また、この6項目以外にも、普段から周辺住民とのコミュニケーションを図り、農薬使用者と周辺住民とが良好な関係を築いていくことも大変重要なことと考えます。

【長野県内での農薬に関わる事故の発生例】

一方で、農薬の不適正な取り扱いによる事故も毎年数件、発生しています。平成30年度に農業技術課へ報告があった農薬に関わる事故は、農薬散布器具洗浄水の不適正な処理による河川汚濁事故が1件、農薬の河川への流出事故が3件、飛散防止対策の不徹底により隣接する作物へ農薬が飛散した事故が1件ありました。

農薬の残液や散布器具の洗浄水は、河川へ流出させず、圃場内で処理をするよう改めて徹底をお願いします。

【全国で発生が多い事故と防止策】

農林水産省では、毎年農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況を調査しています。

その調査によると、平成29年度に農薬の使用に伴う人に対する事故や被害は21件（H28年度：19件）報告されています。毎年発生が多い事故事例と対策について下記に記載しますので、ご活用願います。

(1) 土壌くん蒸剤は揮発性が高く、適切な被覆を行わなかったことによる周辺住民の健康被害が報告されています。土壌くん蒸剤を使用する際には、改めて下記の事項に留意しましょう。

- 土壌くん蒸剤を使用する場合は、農薬の容器に表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスクなどの防護装備の着用、施用直後に適切な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行うなどの安全確保を徹底すること。
- 住宅地等が風下になる場合には、土壌くん蒸剤の使用を控える・高温期の処理を避けるなど、使用

場所、周辺の状況に十分配慮して防除を行うこと。
(2) 農薬を誤飲・誤食による中毒事故は、毎年発生が報告されており、H29年度には死亡事例も発生しています。同様の事故を発生させないよう下記の事項に留意しましょう。

- 農薬やその希釈液、残渣等はペットボトル、ガラス瓶等の飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠された場所に保管する等、保管管理を徹底すること。
- 誤って移し替えてしまうことがないように、これらの空容器等は農薬保管庫等の近くに置かないこと。農薬は、安定的な農業生産に欠かせない資材ですが、その取扱い方法を誤ると、農産物や周辺環境・住民、更には農薬使用者自身へ危害が及ぶ場合もあります。このことを再認識いただき、農薬の適正使用を徹底していただきたいと思います。



2019年度農薬危害防止運動ポスター

GAPの推進について

農業技術課 小笠原滋和

近年、防除器具の洗浄不足などによる残留農薬基準値の超過や病原性大腸菌等による食中毒の発生などを契機に、消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっています。

また本県においても、農薬の河川流出による水質汚濁事故、トラクターの転倒などによる農作業中の

死亡事故等がいまなお発生しており、「農産物の質」だけでなく、「農業の質」が問われています。

このような状況の中、本県では農業生産現場において農産物や労働の安全確保及び環境に配慮した持続的な農業生産につながるGAP（農業生産工程管理・適正な農業生産活動）の取り組みを進めています。

長野県適正農業規範や長野県GAP基準を活用し、持続的な農業生産に向けた改善活動を行うことで、産地全体の信頼を高めることが求められています。

【GAPとは】

GAPとは、Good (良い) Agricultural (農業の) Practice (実践・実践) の略で、農林水産省では「農業生産工程管理」と呼んでいます。

具体的には、①食品安全、②環境保全、③労働安全等の視点から、農業生産段階における遵守すべき法令やリスクについて認識し、その認識に基づいた農業生産活動を行うことで、農産物の安全性や信頼性の確保などに向けた、より良い農業を実践していくための取組のことです。

長野県では「なぜGAPに取り組むのか」「適正な農業生産活動が出来ていなければ、どう改善すればよいのか」を示し、適正な農業のあるべき姿として「長野県適正農業規範」を取りまとめて、ホームページ上で公開しています。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/nogi/sangyo/nogyo/hiryo/gap/gap.html>

規範の中では、適正な農業生産のために行うべき事項についての必要性、農業生産活動の改善方法に関する解説を行い、また関係法令などについても掲載しています。

また、食品安全、環境保全、労働安全の視点から、農業生産活動が適正なものであるかどうか点検・確認するための判断基準となる「長野県GAP基準」も、長野県ホームページ上で公開しています。品目は、米、麦、野菜、果樹、菌床きのこ、原木きのこ、花きの7品目で、農林水産省の「農業生産管理工程（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」で示されている取組例を詳細に掲載しています。

また、食品安全、環境保全、労働安全の視点から、農業生産活動が適正なものであるかどうか点検・確認するための判断基準となる「長野県GAP基準」も、長野県ホームページ上で公開しています。品目は、米、麦、野菜、果樹、菌床きのこ、原木きのこ、花きの7品目で、農林水産省の「農業生産管理工程（GAP）の共通基盤に関するガイドライン」で示されている取組例を詳細に掲載しています。

【GAPの種類】

GAPには、上述した県で公開している都道府県GAPのほかに、民間団体が認証するヨーロッパ中心の国際的な認証であるGLOBALG.A.P.や日本初の国際認証として認められたASIAGAP、日本国内で広く認証が広がっているJGAP等があります(表1)。

2020年に開催が予定されているオリンピック・パラリンピック東京大会の選手村等での食品調達の要件として、GLOBALG.A.P.、ASIAGAP等の国際水準GAP等が求められているほか、一部の小売店との取引条件として、また、最近拡大している輸出の際の条件として、取引相手から要求されることが増えてきているようです。

GLOBALG.A.P.やASIAGAP、JGAPは第三者機関による認証制度を備え、審査は民間の審査会社が行い、審査には審査料や審査員の旅費等の経費がかかります。

長野県内の国際水準GAP認証件数は増加してお

表1 GAPの種類

種類	運営主体	特徴	GFSI認証 注1)	オリバラ 調達基準
GLOBALG.A.P.	FoodPLUSGmbH	・ドイツに本部を置く非営利組織が運営 ・対象は青果物、穀物、茶、家畜、水産養殖	○	○
ASIAGAP	(一財)日本GAP協会	・日本初のGFSI認証を取得した国際認証。 ・対象は青果物、穀物、茶。	○	○
JGAP		・茶や水田農業等日本や東アジアを考慮して設計。 ・対象は青果物、穀物、茶、家畜・畜産物	×	○
都道府県GAP	都道府県	・都道府県独自のGAP ・確認制度を備える都道府県もある。	×	△注2)

注1) 世界的な小売業者・食品関連業者の集まりであるGlobal Food Safety Initiativeの認証
注2) 都道府県の確認がある場合

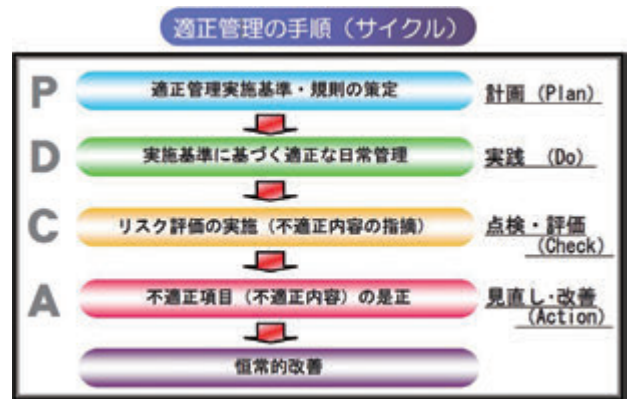
表2 国際水準GAPの取得状況

認証の種類	件数	品目
GLOBAL G.A.P.	6	いちご、レタス、トマト等
ASIAGAP	2	トマト等
JGAP	21	レタス、りんご、米等

り、平成31年3月末現在で29件となっています(表2)。教育機関でも、平成30年3月には富士見高校が「トマト」で、平成31年4月には長野県農業大学校が「ながいも」でGLOBALG.A.P.認証を取得しています。

【GAPの実践】

「GAPの実践」とは、農業の一連の工程を確認して、その中にあるリスクを評価し、改善点を洗い出し、工程を記録して、これを「点検」することにより、法律や社会の規範に照らして不適切な「行為」があるとすれば、これを「改善」することです。



たとえば農薬を例にとると、関連する法律としては、「農薬取締法」「毒物及び劇物取締法」「食品衛生法」などがあり、これらを遵守しながら散布等を行う必要があります。

また農薬を散布する場合は、

- ①食品安全：食品残留基準値の超過
- ②環境保全：防除器具の洗浄水の河川への流入
- ③労働安全：散布者の作業中の被曝・中毒

といったリスクに対する未然の防止対策が必要です。

農薬を散布後は、防除機器の洗浄や残薬等の処理を適正に実施し、散布記録を残す必要があります。

農薬取締法が改正され、農薬の安全評価方法が見直されたり、ドローン等小型無人防除機による農薬散布が拡大する一方で農薬のドリフトが注目されるなど、農薬を取りまく情勢は日々変化しています。

「これまでこのやり方で問題はなかった」という考えではなく、どうすればより安全に作業が実施できるか、間違いやロスを減らしてより適正な農業が実践できるか、記録を基に常に確認して取組を進めることが重要です。

【令和元年度のGAPの推進について】

平成30年度からスタートした「第3期長野県食と農業農村振興計画」においては、GAPの取組がすべての環境農業の基礎になると位置付けています。

長野県では、JAグループ等と連携して、「長野県

適正農業規範」、「長野県GAP基準」を活用したGAPの認知度向上と、経営体の取組レベルに応じて、GAPを「知る」「(実践)する」「(認証)とる」の具体的な項目について実践支援に取り組んでいます。

各地域でGAP研修会を開催するほか、昨年度に引き続き、生産者に加えて実需者や消費者にも参加いただきGAPの普及や実践について語り合う「長野県GAPフォーラム」を令和2年1月頃に開催する予定です。関心のある皆様の幅広い御参加をお待ちしています。

また、GAP指導員育成研修や現地研修会などを通じて、国際水準GAPに対応可能な人材を育成するとともに、JGAPやASIAGAP等の国際認証GAPに取り組む経営体を支援するため、補助事業を活用したコンサルタントの導入や認証取得等について支援してまいります。

雑草イネ対策の現状と課題

農業試験場作物部 丸山翔太

長野県では雑草イネ対策として、2007年に関係機関により雑草イネ対策プロジェクトチームを編成し、農業試験場での防除技術試験、普及組織、農業経営者による防除効果の実証を行い、2012年に雑草イネ総合防除対策マニュアルを策定した。以降はマニュアルに掲載した内容を主体に雑草イネの発生や被害と防除技術の啓発、発生ほ場の把握、新たな防除試験等に関係機関連携のもと進めている。この活動により、激発ほ場の割合は減少したものの、根絶には至らず、また、雑草イネに対する認知が進んだことで新たに発見される地域・ほ場もあり、発生面積は600ha（農業技術課推計値）程度の横ばいで推移している。現在は長野県のほぼ全域で発生が確認されている。また、新たに「コシヒカリ」類似型のバイオタイプ（一定の特性を持つ集団）が発見され、栽培イネとの識別が困難なため、早期発見を一層困難にしている。このような現状を踏まえ、本稿では雑草イネのバイオタイプと近年の防除対策の現状を紹介する。

○バイオタイプ

雑草イネは玄米種皮が赤色で、成熟とともに穂から籾が自然に脱粒していくのが特徴である。その中でも籾の色、籾先端部やのげの色、稈長、出穂期、脱粒性や休眠性の違いによりA～Iまでの9系統の

バイオタイプが存在する。平成14年以降の調査で県内現地ほ場ではA、D、E、H、Iの5種が確認されている（写真1）。

以下にコシヒカリと比較した場合の各バイオタイプの特徴を示す。

Aタイプ…極長稈で、出穂期がやや早い。ふ先色が赤く、のげが長く赤い。

Dタイプ…やや長稈で、出穂期が5日程度早い。ふ先色が赤く、のげが長く赤い。

Eタイプ…Dタイプと類似した草姿であるが、成熟した籾の色が茶色くなる。

Hタイプ…コシヒカリ類似型。コシヒカリよりやや短稈で出穂がやや早い。ふ先色は黄白色でのげの有無は極稀である。

Iタイプ…コシヒカリ類似型。コシヒカリより長稈で出穂がやや早い。ふ先色は出穂時には黄白色であるが、成熟に伴い茶色を帯びる。

県内では過去Aタイプが最も優占していたが、現在はDタイプが最も優占しており、その他のタイプは一部地域で発生が確認されている。

○雑草イネ総合防除対策マニュアルによる防除

マニュアル（表1）に記載された個々の防除技術は以下のとおりである。

① 水田用除草剤の3回使用

移植栽培では栽培イネと水田への入水後に出芽する雑草イネの生育差を利用することで除草剤による防除ができる。雑草イネの発生パターンより、水田への入水後約1か月間が要防除期間であることから、有効な除草剤を7～10日間隔で3回使用する（図1）。

② 耕種的防除

冬期間不耕起状態として、低温や乾湿により、当該年度に脱粒した土壌表面の種子を死滅させる、鳥類による捕食を促すことで越冬後の種子生存率が最大で3～4割程度に減少する。このほか、機械作業に伴う拡散が懸念されるため、雑草イネ発生ほ場を作業工程の最後とすること、作業後は作業機の洗浄を行う。

③ 機械・手取り除草

前述の防除を行っても現地ほ場では、田面の不均一や漏水などによる除草剤効果の低下などにより残草がみられる。そこで、手作業もしくは機械による除草作業を組み入れる必要がある。出穂2週間後から雑草イネの自然脱粒が始まるため、それまでに条間、株間、畦畔ぎわなど移植した位置以外にあるイネを抜き取る。機械除草では、栽培イネの活着後、初期・初中期除草剤の処理を行った後、生じている2葉期以下の雑草イネの効率的な防除が可能である。

④ 畑転換

雑草イネ発生ほ場を畑転換し、ダイズ、ソバなどの夏作物を栽培し、1年生雑草に有効な土壌処理型畑作除草剤の利用、もしくはムギ類などの冬作物栽培と前後の耕起作業を組み合わせることで高い防除効果が認められる。

○チーム活動による防除対策の現状

防除対策の現状については前述の県プロジェクトチームを中心に対策が進められている。また、雑草イネ問題は全県的に拡大していることからさらに地域に密着した防除体制の整備が必要となり、地域対策チームも発足している。地域対策チームではマニュアルのメニューをもとに、地域や営農組織ごとの発生程度などを考慮し、具体的な行動計画を決定し、防除活動を実施している。具体的な活動としては地域毎の活動計画策定、講習会、チラシや資料の配布などの啓発活動、除草剤展示ほの設置、発生状況調査を基にしたマッピングなどを行っている。これらの活動を県対策チームと連携し、対策の進捗状況の確認、評価などを行っている。

○新たな防除技術の開発

新たな対策として、平成30年に雑草イネに有効な除草剤が5剤公表された（平成30年度農薬情報）。また、石灰窒素と従来の防除方法を組み合わせた有効な体系防除として、稲わらを除去した不耕起状態のほ場に、

水稻刈り取り後から春期耕起3週間以上前の間に、石灰窒素50kg/10aを全面土壌処理することにより、土壌表面の雑草イネ種子を死滅させる効果を明らかにした（平成30年度普及技術）。

水田農業経営にダメージの大きい雑草イネの被害を最小限に抑えるためには、技術開発と防除組織体制の整備、現場の普及活動が相互に連携することが必須である。加えて、発生が減少に転じていない要因を正確にとらえ、次年度の対応、対策にフィードバックすることも重要である。これらが揃って総合防除対策が有効なものとなる。引き続き、各機関がそれぞれの役割を果たし、対策を推進していきたい。

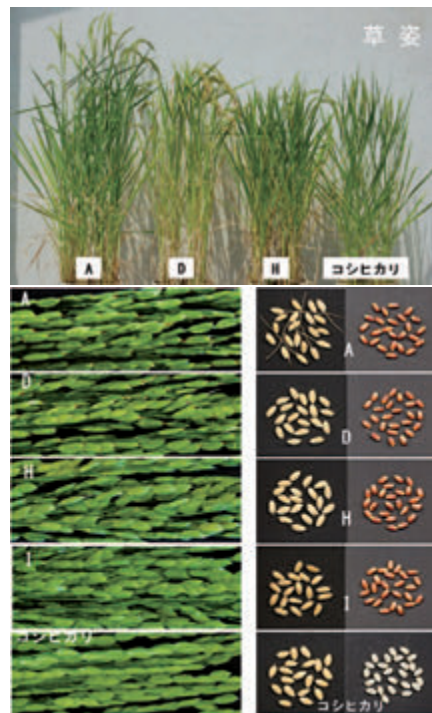


写真1 雑草イネ（バイオタイプ別）の特徴（Eタイプは一部での発生のため、写真無し）

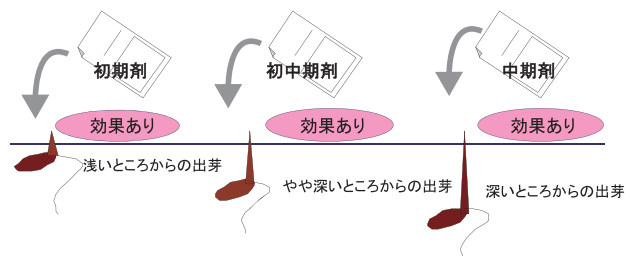


図1 雑草イネの発生に合わせた除草剤の散布間隔

表1 地域における雑草イネ発生程度別の対策メニュー（長野農試2012を改編）

発生程度	多発		少発生	未発生
発生圃場	直播のみ、直播と移植で併発	移植のみ	移植	直播、移植
区分	A	B	C	D
対策目標	多発圃場の解消によりCランクへの移行		根絶	侵入警戒
対策技術メニュー ¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> ●除草剤による体系防除+手取り除草 ●耕起、代かき法の改善による耕種的防除 ●耕種的防除技術の実践 ●水田輪作体系の導入、畑転換効果の活用 ●作業機による拡散防止対策 		<ul style="list-style-type: none"> ●除草剤による体系防除+手取り除草による早期解決 	
共通した技術対策 ¹⁾	<ul style="list-style-type: none"> ○地域全体に啓発活動、早期発見のための情報提供 ○経営者への啓発（想定される被害、防除の必要性等） ○発生圃場の地図化と関係機関での情報共有 ●採種圃産の優良種子の利用 			

1) ○：関係機関による対策体制が中心となる対策、●：主に経営者が行う実践対策

植防短信

『JA農機&資材フェスタ2019』開催のご案内

長野県農協生産資材事業推進協議会では、今年で23回目となる『JA農機&資材フェスタ2019～令和元年～JAは農業のベストパートナー』を、7月19日（金）～20日（土）に長野市エムウェーブで開催します。

今年は、ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用した農業の提案として、県主催による「スマート農業導入加速研修会」を同時開催し、最新の技術情報を発信します。また、急傾斜など危険な場所での除草作業を安全に行うことが出来る「ラジコン草刈機」や、注目を浴びる「ドローン」を用いた効率的な薬剤散布を実演し、ご来場いただいたお客様に先端技術を実感していただけるコーナーを用意しました。

さらに、生産者1万人の声を反映した「共同購入トラクタYT357J,Z」、JA農業機械担当者が現場の声から厳選した「JA長野県推奨型式」など、普段



は見る事が出来ない大型機械から便利な小型農機まで、会場いっぱいに展示します。

生産資材のコーナーでは、肥料・農薬・農業資材関連メーカー23社以上が勢ぞろいし、大型規格農薬など省力・低コストにつながる資材・技術の紹介や、施肥防除についてご提案します。

なお、毎回好評の中古機・掘出し物コーナーや、当日限りの特価品なども数多くご用意しますので、当日は大勢のご来場をお待ちしています。

詳しくは、JA全農長野HP「お知らせ」をご覧ください。（<http://www.nn.zennoh.or.jp/>）

（JA全農長野 生産資材課 米沢 豊）

地域情報

トルコギキョウの新しい土壌還元消毒試験

トルコギキョウの7～8月切り作型では、フザリウム菌などによる土壌病害が問題となっており、その対策は土壌還元消毒が有効とされています。その際にはフスマやコヌカなどの資材を施用し、湛水状態としますが、今回は野菜花き試験場の現地試験として、糖蜜を珪藻土に混ぜた資材を施用しました。

この資材は、他県の果菜類の産地では利用されているもので、臭いもなく、より深い層までの殺菌効果が期待されているものです。試験は4月25日に、

千曲市の154㎡のパイプハウスにて、園主、JA、試験場、専門技術員、普及センター職員が資材の散布、マルチ被覆、散水の作業を行いました。35日経過後の5月30日に終了し、土壌の状況を観察しました。

5月は低温の時期もありましたが、晴天時には地温は35～40℃になっており、終了後の土は慣行区に比べ、深い位置まで還元状態にあることが観察されました。

今後、地温や土壌各層の菌の生息状況を詳しく検討するとともに、トルコギキョウを定植し病害の発生状況を確認する予定です。今回の試験研究の成果が、早期に現場で生かされることを期待したいと思います。

（長野農業改良普及センター 田中典子）



飯山地域のだいこんの キスジノミハムシ防除に向けた取り組み

飯山地域では夏播きだいこんにおけるキスジノミハムシの被害が増えており、被害軽減のための対策が課題となっています。

農業改良普及センターでは農業関連企業と連携し、飯山市の「有限会社奥信濃ファーム」ほ場にて、だいこんのキスジノミハムシ防除に関する実演会を開催しました。

本実演会で使用したのは播種及び処理位置の異なる2剤の同時土壌混和処理が可能な施薬機*1です。

この施薬機によってだいこんの地下部の生育に合わせた高い防除効果が期待されます。また生産者からも「播種作業と薬剤散布作業が同時実施可能なので省力化につながる」と注目が集まっています。

今後も生育状況、キスジノミハムシの発生状況等の調査の実施と導入にあたっての経済性の評価を行

うことで、新技術の確立と普及拡大を目指します。
(北信農業改良普及センター 池田圭佑)



実演会の様子

* 1 トラクター・ロータリー：株式会社クボタ
播種部：株式会社向井工業
施薬装置：株式会社ジョーニシ
アタッチメント：株式会社藤木製作所

協会だより

●第65回総会及び講演会を開催しました

(1) 総会

期 日 令和元年 5月31日 (金)

場 所 長野市 JA長野県ビル

報告事項

平成30年度事業報告

平成30年度公益目的支出計画実施報告

議 案

第 1 号議案 平成30年度収支決算に関する件

第 2 号議案 理事の改選に関する件

第 3 号議案 監事の改選に関する件



第 4 号議案 令和元年度会費及び負担金に関する件

第 5 号議案 令和元年度役員報酬額に関する件
いずれも提案どおり可決承認されました。

(2) 講演会

農薬工業会 横田篤宣さんから「農薬取締法改正のポイントについて」と題し、講演をいただきました。

令和元年度の役員体制は次のとおりです。

役員 (理事・監事)

会 長	太田恒善
副会長	伊藤洋人
副会長	小川郁男
理 事	井上弘之
〃	中塚 徹
〃	丸山秀樹
〃	海野晴彦
〃	飯島章彦
常務理事	久保田純司
監 事	中村光男
〃	由井正明
〃	傳田幸一

顧問

山本智章

参与

小松宏光
塩川正則
西原光男
中山武幸

●平成30年度収支決算

正味財産増減計算書内訳表
(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：円)

科目	実施事業特別会計	事業会計	法人会計	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
経常収益計	8,132,679	76,842,089	2,145,115	87,119,883
経常費用計	14,322,938	64,191,019	5,719,609	84,233,566
当期経常増減額	△6,190,259	12,651,070	△3,574,494	2,886,317
2. 経常外増減の部				
経常外収益計	0	0	0	0
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
他会計振替額	6,190,259	△9,765,688	3,575,429	0
法人税、住民税及び事業税		82,356	935	83,291
当期一般正味財産増減額		2,803,026	0	2,803,026
一般正味財産期首残高	0	71,346,935	32,399,697	103,746,632
一般正味財産期末残高	0	74,149,961	32,399,697	106,549,658
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	0	74,149,961	32,399,697	106,549,658

注) 実施事業特別会計：防除技術普及向上事業、農薬安全使用推進事業、農林航空推進事業
事業会計：研究開発事業（新規開発未登録農薬等の実用化業務、農薬等新普及技術の現地普及業務）

【行事】

5月9日 監事による監査（長野市）

5月16日 理事会（長野市）

5月31日 第65回総会（長野市）

6月4、5、7、17日 農薬適正使用研修会（県下
4カ所）

6月14日 （一社）日本植物防疫協会総会（東京都）

6月20～21日、28日 農薬等普及展示ほ（除草剤）
巡回調査検討会（県内）「ながの植物防疫」はホームページでもご覧になれます。
URLは<http://www.nagano-ppa.jp/>です。